

○押収物の還付公告、売却、廃棄等の手続について

平成 28 年 6 月 1 日

刑 総 第 857 号

警 察 本 部 長

証拠物件封印要領の制定について（通達）

警察署における証拠物件保管の負担が増加する中で、証拠物件の的確な管理を実現しつつ、証拠物件の封印による点検の合理化を図り、点検の事務に要する管理責任者等の負担を軽減するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 25 年 9 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 還付公告を行う場合の検討等

(1) 司法警察員は、還付公告を行う前提として、押収物の証拠価値について吟味し、証拠品送致の必要性の有無を十分検討した上、留置の必要性の判断を適時的確に行うこと。

なお、刑事訴訟法第123条第1項及び第124条第1項に定める「留置の必要がない」とは、犯罪捜査の見地から、押収の効果としての占有を継続する必要がないことをいう。

(2) 留置不要と判断した押収物については、還付を受けるべき者（以下「受還付人」という。）の権利保護を図るため、正当な権利を有する者に還付するように努めること。

(3) 受還付人が所在不明等の場合は、受還付人に対する所在捜査を尽くし、なおも判明しない場合において、必要があるときは還付公告を行うことができる。

なお、「所在不明等」とは、原則として所有者が判明するも還付を判断した時点において所在不明又は住居が不定である場合をいう。

2 還付公告の手続

還付公告は、押収物還付等公告令（昭和28年政令第342号）によるほか、次によるものとする。

(1) 還付公告は、警察本部長又は警察署長の指揮を受けた司法警察員が行うこと。

(2) 還付公告を行うに当たっては、証拠物件の品名等、留置の必要性がないと判断した理由、受還付人の所在不明等の理由その他の必要事項を還付公告実施（審査）票（別記様式1）に記載の上、事件主管所属の長及び刑事部刑事総務課長の事前審査を経て警察本部長又は警察署長の審査を受けること。

- (3) 押収物件が、全国規模で敢行された組織的な事件に係る物件である場合、多額の現金又は貴金属等の高価な物件である場合、重要美術品、仏像等由緒ある物件である場合等において、事件の内容、押収物の価値及び性質等を考慮し、受還付人の権利保護の観点から、より手厚い公告措置をとる必要があるときは、掲示公告と官報公告とを併せて行うこと。
- (4) 明らかに受還付人が同一であると思われる数個の押収物について、還付公告を行う場合は、一括してこれを行うこと。
- (5) 同一の事件に係る数個の押収物について還付公告を行う場合において、当該数個の押収物が押収日時又は押収場所を異にする複数の押収行為によるものであるときは、押収行為ごとに区別するなど公告方法を検討すること。

3 押収物の還付公告期間中の保管の特例

- (1) 刑事訴訟法第499条第4項の規定により、還付公告期間(4(1)に定める起算日から6か月の間をいう。以下同じ。)のうちに、無価値物件を廃棄する場合又は保管に不便な物件を売却してその代価を保管する場合は、司法警察員が物件処分伺(別記様式2)により警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行うこと。
- (2) 当せん宝くじ、勝馬投票券等還付公告期間に有効期限又は換金期日が到来する物件については、権利者保護の観点から、期日が切迫した時点で換金し、保管すること。

4 国庫に帰属した押収物

- (1) 還付公告期間に還付の請求がないときは、押収物は国庫に帰属することとなるが、還付公告期間の起算日は次のとおりとする。
 - ア 掲示公告を行う場合 掲示期間の末日の翌日
 - イ 掲示公告と官報公告とを併せて行う場合 受還付人の権利を保護する観点から、掲示期間の末日又は官報に掲載された日のいずれか遅い方の日の翌日
- (2) 国庫に帰属した押収物の取扱いについては、別に定める。

5 その他

- (1) 次に掲げる場合は、証拠物件取扱保管要領(令和5年刑総第2641号)第4(7)に定める証拠物件の払出しについて、埼玉県警察情報管理システムによる捜査管理システム実施要領(令和5年刑総第2640号)に定める証拠物件管理業務により、証拠物件出納登録及び還付公告管理登録を行うこと。
 - ア 前記3(1)の規定による廃棄処分又は換価処分をする場合

イ 国庫に帰属する場合

- (2) 盗品手配を実施した物件を還付公告した場合において、当該物件が国庫に帰属したときは、盗品の手配解除が実施されていることを確認するとともに、自転車については、防犯登録の抹消登録を確実に実施し、その旨を還付公告実施（審査）票に明らかにしておくこと。
- (3) 押収物の還付公告期間に無価値物件を廃棄した場合は廃棄処分書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第10号）を、保管に不便な物件を売却しその代価を保管する場合は換価処分書（犯罪捜査規範別記様式第11号）を作成すること。
- (4) 還付公告実施（審査）票及び物件処分伺については、承認、不承認を問わず、警察本部長事件指揮簿（埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号）様式第1号、様式第2号又は様式第2号の2）又は警察署長事件指揮簿（埼玉県犯罪捜査規程様式第3号又は様式第4号）（以下これらを「指揮簿」という。）に添付し、適正に保管管理すること。
- (5) 指揮簿を要しない事件に係る還付公告実施（審査）票及び物件処分伺については、捜査書類等管理要領（平成14年刑総第1132号）第2(2)の捜査関係書類として、適正に保管管理すること。

6 運用上の留意事項

- (1) 司法警察員による還付公告は、適切な捜査環境に資することを目的として実施する施策であるので、万が一にも、立件に必要な証拠物件が存在しないという事態が発生しないよう、厳格かつ慎重な判断により、適正に実施すること。
- (2) この通達の規定にかかわらず、触法少年（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号に規定する者をいう。）の事件に係る押収物の還付公告、売却、廃棄等の手続については、押収物の還付等公告、売却、廃棄及び県帰属の手続について（平成19年少捜第576号）の規定によること。

実施日

この通達は平成28年6月1日から実施する。

実施日（令和5年9月28日刑総第2646号）

この通達は令和5年年10月2日から実施する。

【別記様式省略】